

## 昭和四十六年政令第八十八号

## 水質汚濁防止法施行令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第二項、第三条第三項、第十二条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条、第二十一条第四項、第十二条第一項、第二十四条第三項、第二十八条及び附則第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

## （特定施設）

第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

## （カドミウム等の物質）

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

## 一 カドミウム及びその化合物

## 二 シアン化合物

三 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）

## 四 鉛及びその化合物

## 五 六価クロム化合物

## 六 砒素及びその化合物

## 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

## 八 ポリ塩化ビフェニル

## 九 トリクロロエチレン

## 十 テトラクロロエチレン

## 十一 ジクロロメタン

## 十二 四塩化炭素

## 十三 一・二・ジクロロエタン

## 十四 一・一・ジクロロエチレン

## 十五 一・二・ジクロロエチレン

## 十六 一・一・一・トリクロロエタン

## 十七 一・一・二・トリクロロエタン

## 十八 一・三・ジクロロプロペン

## 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）

## 二十 二・クロロ・四・六・ビス（エチルアミノ）―s―トリアジン（別名シマジン）

## 二十一 S―四・クロロベンジルⅡN・N―ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）

## 二十二 ベンゼン

## 二十三 セレン及びその化合物

## 二十四 ほう素及びその化合物

## 二十五 ふっ素及びその化合物

## 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

## 二十七 塩化ビニルモノマー

## 二十八 一・四―ジオキサン

## （水素イオン濃度等の項目）

第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。

## 一 水素イオン濃度

## 二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量

## 三 浮遊物質

## 四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

## 五 フェノール類含有量

## 六 銅含有量

## 七 亜鉛含有量

## 八 溶解性鉄含有量



- 三十七 チオりん酸O・O―ジエチル―O―(五―フェニル―三―イソオキサゾール) (別名イソキサチオン)
- 三十八 四―ニトロフェニル―二・四―オトリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
- 三十九 チオりん酸O・O―ジエチル―O―(三・五・六―トリクロロ―ニ―ピリジル) (別名クロルピリホス)
- 四十 フタル酸ビス(ニ―エチルヘキシル)
- 四十一 エチル―(Z)―三―「N―ベンジル―N―「メチル(ニ―メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ」チオ」アミノ」プロピオナート (別名アラニカルブ)
- 四十二 一・二・四・五・六・七・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン (別名クロルデン)
- 四十三 臭素
- 四十四 アルミニウム及びその化合物
- 四十五 ニツケル及びその化合物
- 四十六 モリブデン及びその化合物
- 四十七 アンチモン及びその化合物
- 四十八 塩素酸及びその塩
- 四十九 臭素酸及びその塩
- 五十 クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
- 五十一 マンガン及びその化合物
- 五十二 鉄及びその化合物
- 五十三 銅及びその化合物
- 五十四 亜鉛及びその化合物
- 五十五 フェノール類及びその塩類
- 五十六 一・三・五・七―テトラアザトリシクロ「三・三・一・<sup>三</sup>七」デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
- 五十七 アニリン
- 五十八 ペルフルオロオクタタン酸 (別名PFOA) 及びその塩
- 五十九 ペルフルオロ(オクタタン―スルホン酸) (別名PFOS) 及びその塩
- 六十 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

(油)

第三条の四 法第二条第五項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

- 一 原油
- 二 重油
- 三 潤滑油
- 四 軽油
- 五 灯油
- 六 揮発油
- 七 動植物油

(貯油施設等)

第三条の五 法第二条第五項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 前条の油を貯蔵する貯油施設
- 二 前条の油を含む水処理する油水分離施設

(排水基準に関する条例の基準)

第四条 法第三条第三項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の基準(以下「水質環境基準」という。)が定められているときは、法第三条第三項の規定による条例(農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三百二十九号)第三条第一項の規定により指定された対策地域における農用地の土壤の同法第二条第三項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。)においては、水質環境基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めることとする。

(指定項目、指定水域及び指定地域)

第四条の二 法第四条の二第一項の政令で定める項目は、化学的酸素要求量及び窒素又は燐の含有量とし、当該項目ごとの同項の政令で定める水域は、いずれも次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

館山市洲崎から三浦市劔崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

別表第二第一号に掲げる区域

愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

別表第二二号に掲げる区域

和歌山県日ノ御崎から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬まで引いた線、愛媛県高茂崎から大分県鶴御崎まで引いた線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬崎まで引いた別表第二三号に掲げる区域、福岡県妙見崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域

(法第四十条の二第二号に掲げる総量)

第四条の三 法第二号の二第二号に掲げる総量は、当該指定地域における人口及び産業の動向その他の自然的、社会的条件を基礎とし、発生源別の汚濁負荷量の削減のために採られた措置を考慮して、目標年度において公共用水域に排出されると見込まれる水の発生源別の汚濁負荷量につき、目標年度において見込まれる汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備及び汚水又は廃液の処理施設の設置の状況等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合に、当該指定水域に流入すると見込まれる水の汚濁負荷量の総量を算定することにより求めるものとする。

(有害物質貯蔵指定施設)

第四条の四 法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

(法第十二条第二項の政令で定める施設)

第五条 法第十二条第二項(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める施設は、別表第三に掲げるとおりとする。

(緊急時)

第六条 法第十八条の政令で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な濁水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の二倍に相当する程度(第二条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度)をこえる状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

(法第二十一条第二項の政令で定める基準)

第七条 法第二十一条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この条において「審議会等」という。)が法第二十一条第一項の事務を行う場合には、審議会等を組織する委員又は当該委員とともにその事務を行う臨時委員その他の特別の委員に、国の関係地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員(次号において「国の関係地方行政機関の長等」という。)を含むことができること。

二 審議会等に法第二十一条第一項の事務に係る事項について調査審議する部会その他の合議制の組織を置く場合には、当該合議制の組織の委員に、国の関係地方行政機関の長等を含むことができること。

(報告及び検査)

第八条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、特定事業場の設置者(当該特定事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者に限る。以下この項において同じ。)又は設置者であつた者に対し、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量(指定地域内の特定事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む)、特定地下浸透水の浸透の方法並びに法第五条第一項第九号及び同条第二項第八号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者(前項の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。)又は設置者であつた者に対し、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法及び法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

3 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設及び汚水等の処理施設、有害物質貯蔵指定施設並びにこれらの関連施設、特定施設において使用する原料、有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する物、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の敷地内の土壌及び地下水並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

4 第一項又は第二項の規定による報告及び前項の規定による検査は、法第二十三条第一項に規定する特定施設又は指定施設に関しては、法第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の三第一項若しくは第二項、第十八条又は第二十三条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

5 法第二十二条第二項の政令で定める者は、別表第四に掲げる施設を設置する者とする。

(公共用水域の管理を行う者)

第九条 法第二十四条第三項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第百条第一項の規定により指定された河川の管理を行う市町村長

二 公共下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者をい)、法第二条第一項に規定する公共下水道の管理者を除く。)及び都市下水道管理者(下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。)

三 漁港管理者(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三十七号)第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。)

四 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)第十七条に規定する保護水面の管理を行う都道府県知事及び農林水産大臣

五 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に基づき農業用排水施設の管理を行う国、都道府県、市町村及び土地改良区

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第五条から第七条まで、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項及び第十四条の二第二項から第三項までの規定による届出の受理に関する事務  
 二 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定に関する事務

三 法第九条第二項の規定による同条第一項の期間の短縮に関する事務

四 法第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告に関する事務

五 法第十五条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務

六 法第十七条第一項の規定による公表に関する事務

七 法第二十二条第一項及び第二項の規定による報告の徴収並びに同条第一項の規定による立入検査に関する事務

八 法第二十三条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務

九 法第二十三条第三項の規定による要請に関する事務

十 法第二十三条第五項の規定による協議に関する事務

十一 法第二十四条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第三項の規定による意見の聴取に関する事務

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。

(公共用水域の水質の保全に関する法律施行令等の廃止)

2 公共用水域の水質の保全に関する法律施行令(昭和三十四年政令第二十一号)及び工場排水等の規制に関する法律施行令(昭和三十四年政令第三百八十八号)は、廃止する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年九月二八日政令第三四六号)

この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四十八年五月七日政令第一二九号)

この政令は、昭和四十八年五月十日から施行する。

附 則 (昭和四十九年四月一七日政令第一三〇号)

この政令は、昭和四十九年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年十一月二二日政令第三六三号)

この政令は、昭和四十九年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年二月三日政令第一三三号)

この政令は、昭和五十年三月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年四月四日政令第一〇四号)

この政令は、昭和五十年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月二五日政令第一二二二号)

この政令は、昭和五一年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年八月一四日政令第二二八号)

この政令は、昭和五一年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年四月七日政令第一二三号)

抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和五十三年六月二十三日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十四年六月十二日)から施行する。ただし、第二条中水質汚濁防止法施行令別表第一及び別表第二の改正規定は、昭和五十四年五月十日から施行する。

## (経過措置)

第二条 第一条の規定による瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令の改正により瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条第一項に規定する区域となる区域（以下「甲区域」という。）において、この政令の施行前に、特定施設（同項に規定する特定施設をいう。以下この条において同じ。）の設置につき水質汚濁防止法第五条又は第六条の規定による届出をした者でこの政令の施行の際現に同法第九条の規定による実施の制限を受けていないものは、当該特定施設について特別措置法第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 甲区域において、この政令の施行の際現に特定施設につき水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けている者については、当該制限を受けている間は、特別措置法第五条第一項、第八条第一項及び第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する者は、水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けないこととなつたときは、当該特定施設について特別措置法第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 甲区域において、この政令の施行前に、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をして当該特定施設を設置した者（この政令の施行の際現に設置の工事をしていない者を含む。）であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山又は工場若しくは事業場から排水（水質汚濁防止法第二条第三項に規定する排水をいう。次条において同じ。）を排出するものは、当該特定施設について特別措置法第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

第三条 甲区域において、この政令の施行の際現に水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者及び同法第五条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）であつて排水を排出するものは、この政令の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、排水の排水系統別の汚染状態及び量（前条第四項に規定する特定施設に係る場合にあつては、特別措置法第五条第二項各号に掲げる事項）を府県知事（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第八条に規定する市の区域内の特別措置法第五条第一項に規定する特定施設に係る場合にあつては当該市の長とし、水質汚濁防止法施行令第十条に規定する市の区域内の水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（特別措置法第五条第一項に規定する特定施設を除く。）に係る場合にあつては当該市の長とする。）に届け出なければならない。

第四条 第一条の規定による瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令の改正により特別措置法第五条第一項に規定する区域以外の区域となる区域（以下この条において「乙区域」という。）において、この政令の施行前に瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項に規定する特定施設の設置につき同項の規定による許可を受けた者は、当該特定施設について水質汚濁防止法第五条の規定による届出をしたものとみなす。

2 瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定は、乙区域については適用しない。

第五条 この政令の施行前にした行為及び瀬戸内海環境保全臨時措置法第十一条若しくは水質汚濁防止法第八条の規定による命令又は同法第九条第一項の規定による実施の制限に関しこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年一〇月三日政令第二五五号）抄

## (施行期日)

第一条 この政令は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（昭和五六年一二月三〇日政令第三二七号）

この政令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附則（昭和五七年六月一日政令第一五七号）

この政令は、昭和五十七年七月一日から施行する。

附則（昭和六〇年五月一七日政令第一二二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年七月二二日政令第二二八号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第五号の改正規定、同条第二項の改正規定（「若しくはその取消し」を削る部分に限る。）、次項及び附則第三項は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第四号に定める日（昭和六十年十月十二日）から施行する。

附則（昭和六〇年七月一九日政令第二三五号）

この政令は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附則（昭和六一年三月二日政令第二二二号）

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年六月二七日政令第二二四号）抄

1 この政令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十一年六月二十七日）から施行する。

附則（昭和六一年一〇月三十一日政令第三三六号）

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

附則（昭和六二年三月三十一日政令第八九号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年八月二六日政令第二五二号）

この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二十九日政令第七六号)

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年七月二十八日政令第二三三三号)

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成元年法律第三十四号)の施行の日(平成元年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二年二月二十七日政令第一五五号)

この政令は、(い)獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二年九月二十四日政令第二六六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、水質汚濁防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二年九月二十二日)から施行する。ただし、第一条中水質汚濁防止法施行令第三条の次に一条を加える改正規定並びに同令別表第一及び別表第四の改正規定並びに第二条中瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第四条の次に一条を加える改正規定及び同令別表第二の改正規定は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年七月二十六日政令第二四〇号)

この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月二十七日政令第五五号)

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年六月二十六日政令第二一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成四年七月四日)から施行する。

附 則 (平成四年七月一日政令第二三七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年八月二十七日政令第二八一号)

この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則 (平成五年十一月十九日政令第三七〇号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四条中水質汚濁防止法施行令第七条第一号の改正規定は、環境基本法の一部の施行の日(平成六年八月一日)から施行する。

附 則 (平成五年十二月二十七日政令第四〇一号)

この政令は、平成六年二月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月一日政令第三八八号)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月二十三日政令第七〇号)

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年七月五日政令第二〇八号)

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十八号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成九年三月二十四日政令第六一一号)

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二十七日政令第七七号)

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二十日政令第一七三三号)

この政令は、平成十年六月十七日から施行する。

附 則 (平成一〇年十二月二十四日政令第四〇六号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中大気汚染防止法施行令第十三条第一項の改正規定及び第三条の規定(水質汚濁防止法施行令第十条第十号の改正規定を除く。)は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月三日政令第三八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年十二月二日政令第四一二号)

この政令は、平成十二年三月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一三三号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十二年二月二十五日政令第五一七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年四月二十六日政令第一八一号)

この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成十三年六月十三日政令第二〇一号)

この政令は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成十三年十一月九日政令第三五〇号)

この政令は、平成十三年十二月一日から施行する。

附 則 (平成十四年三月二十五日政令第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年一〇月三〇日政令第三一九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年一月一日政令第三二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年二月三日政令第三七二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年一〇月一日政令第四四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則 (平成十六年九月二十九日政令第二九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成十六年一〇月二七日政令第三二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月二二日政令第三二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二二日政令第三三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月二十五日政令第五三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月一六日政令第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十三年一月二八日政令第三六七号)

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年六月一日)から施行する。

附 則 (平成二十四年五月二三日政令第一四七号) 抄

1 (施行期日)  
この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月二十六日政令第二五一号)

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年二月六日政令第三三七号)

この政令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成二十五年十二月二十日)から施行する。

附 則 (平成二十六年五月三〇日政令第一九六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年一月三〇日政令第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第七十四条の二十九の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条(指定都市、中核市又は特別市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。)、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行時特例市に対する第二十三条の規定による改正後の水質汚濁防止法施行令第十条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」の長及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号) 附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附 則 (平成二十七年一月二一日政令第三七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、水銀に関する水俣条約(附則第四条において「条約」という。)が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成二十九年一月二七日政令第二八六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月一七日政令第二九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成三十年十月二十二日)から施行する。ただし、第一条、第四条から第六条まで、第八条及び第十四条並びに次条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年六月二十一日)から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一月三二日政令第二一号)

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年七月八日政令第二二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日(令和二年十二月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年二月一八日政令第三五六号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月三二日政令第一六二号)

(施行期日)

第一条 この政令は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

## (経過措置)

**第二条** 改正法の施行の際現に改正法による改正前の瀬戸内海環境保全特別措置法（次項において「旧法」という。）第十二条の三第一項の規定により定められている総量削減基本方針は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に水質汚濁防止法第四条の二第二項の規定により第二十条の規定による改正後の水質汚濁防止法施行令（以下「新水質汚濁防止法施行令」という。）別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る同項の規定する総量削減基本方針が新たに定められるまでの間は、同項の規定により定められた総量削減基本方針とみなす。

2 改正法の施行の際現に旧法第十二条の三第二項の規定により読み替えられた水質汚濁防止法（以下「読替後の水質汚濁防止法」という。）第四条の三第一項の規定により定められている総量削減計画は、施行日以後に水質汚濁防止法第四条の三第一項の規定により新水質汚濁防止法施行令別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る同項の規定する総量削減計画とみなす。

3 改正法の施行の際現に読替後の水質汚濁防止法第四条の五第一項の規定により定められている総量規制基準は、施行日以後に水質汚濁防止法第四条の五第一項の規定により新水質汚濁防止法施行令別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る同項の総量規制基準が新たに定められるまでの間は、同項の規定により定められた総量規制基準とみなす。

**第三条** 改正法の施行前に読替後の水質汚濁防止法第五条第一項の規定によりされた届出（読替後の水質汚濁防止法第二条第六項に規定する排出水の読替後の水質汚濁防止法第五条第一項第八号に規定する排水系統別の汚染状態及び量に係る部分に限る。）は、水質汚濁防止法第五条第一項の規定によりされた届出とみなす。

2 この政令の施行により新たに水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場となった工場又は事業場であつて、施行日の前日において読替後の水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場であつたものについては、水質汚濁防止法第十三条第四項の規定は、適用しない。

3 施行日前に開始した読替後の水質汚濁防止法第十四条第二項の規定による汚濁負荷量の測定に係る結果の記録及び保存は、水質汚濁防止法第十四条第二項の規定による汚濁負荷量の測定に係る結果の記録及び保存とみなす。

4 改正法の施行前に読替後の水質汚濁防止法第十四条第三項の規定によりされた届出は、水質汚濁防止法第十四条第三項の規定によりされた届出とみなす。

**第四条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年二月一日から施行する。）

この政令は、令和五年二月一日から施行する。

附 則（令和五年二月一日政令第三九六号）

この政令は、令和五年二月一日から施行する。

附 則（令和五年二月一日政令第三四四号）抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第一条の改正規定 公布の日

附 則（令和六年一月四日政令第一号）

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）

一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 選鉱施設

ロ 選炭施設

ハ 坑中和沈でん施設

二 掘削用の泥水分離施設

一の二 畜産農業又はサービシ業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）

ハ 湯煮施設

三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 脱水施設

- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設
- 四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗淨施設
  - ハ 圧搾施設
  - ニ 湯煮施設
- 五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗淨施設
  - ハ 湯煮施設
  - ニ 濃縮施設
  - ホ 精製施設
  - ヘ ろ過施設
- 六 小麦粉製造業の用に供する洗淨施設
- 七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）
  - ハ ろ過施設
  - ニ 分離施設
  - ホ 精製施設
- 八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。）
  - ハ 搾汁施設
  - ニ ろ過施設
  - ホ 湯煮施設
  - ヘ 蒸留施設
- 十一 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗淨施設
  - ハ 圧搾施設
  - ニ 真空濃縮施設
  - ホ 水洗式脱臭施設
- 十二 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗淨施設
  - ハ 圧搾施設
  - ニ 分離施設
- 十三 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗淨施設
  - ハ 分離施設
- 十四 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料浸せき施設

- ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）
- ハ 分離施設
- ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 十五 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ ろ過施設
  - ハ 精製施設
- 十六 麵類製造業の用に供する湯煮施設
- 十七 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 十八 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 十八の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 湯煮施設
  - ハ 洗淨施設
- 十八の三 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水洗式脱臭施設
  - ロ 洗淨施設
- 十九 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ まゆ湯煮施設
  - ロ 副蚕処理施設
  - ハ 原料浸せき施設
  - ニ 精練機及び精練そう
  - ホ シルケツト機
  - ヘ 漂白機及び漂白そう
  - ト 染色施設
  - チ 薬液浸透施設
  - リ のり抜き施設
- 二十 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 洗毛施設
  - ロ 洗化炭施設
- 二十一 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 湿式紡糸施設
  - ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
  - ハ 原料回収施設
- 二十一の二 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
- 二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗淨施設
- 二十一の四 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 湿式パーカー
  - ロ 接着機洗淨施設
- 二十二 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 湿式パーカー
  - ロ 薬液浸透施設
- 二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料浸せき施設
  - ロ 湿式パーカー
  - ハ 碎木機
  - ニ 蒸解施設

- ホ 蒸解廃液濃縮施設
- ヘ チツブ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
- ト 漂白施設
- チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
- リ セロハン製膜施設
- ヌ 湿式繊維板成型施設
- ル 廃ガス洗浄施設
- 二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 自動式フィルム現像洗浄施設
  - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ ろ過施設
  - ロ 分離施設
  - ハ 水洗式破砕施設
  - ニ 廃ガス洗浄施設
  - ホ 湿式集じん施設
- 二十五 削除
- 二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 洗浄施設
  - ロ ろ過施設
  - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
  - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
  - ホ 廃ガス洗浄施設
- 二十七 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ ろ過施設
  - ロ 遠心分離機
  - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
  - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
  - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
  - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
  - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
  - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
  - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
  - ヌ 廃ガス洗浄施設
  - ル 湿式集じん施設
- 二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 湿式アセチレンガス発生施設
  - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
  - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
  - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
  - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
  - ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
  - ロ 静置分離器
- 三十 タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 蒸留施設
- ハ 遠心分離機
- ニ ろ過施設
- 三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
  - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
  - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ ろ過施設
  - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
  - ハ 遠心分離機
  - ニ 廃ガス洗浄施設
- 三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 縮合反応施設
  - ロ 水洗施設
  - ハ 遠心分離機
  - ニ 静置分離器
- ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
- ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
- ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
- チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
- リ 廃ガス洗浄施設
- 又 湿式集じん施設
- 三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ ろ過施設
  - ロ 脱水施設
  - ハ 水洗施設
  - ニ ラテックス濃縮施設
- ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 蒸留施設
  - ロ 分離施設
  - ハ 廃ガス洗浄施設
- 三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 廃酸分離施設
  - ロ 廃ガス洗浄施設
  - ハ 湿式集じん施設
- 三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 洗浄施設
  - ロ 分離施設
  - ハ ろ過施設
  - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
  - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
  - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
  - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設

- チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
- リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
- 又 シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
- ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
- ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
- ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
- カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
- ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
- タ 廃ガス洗浄施設
- 三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料精製施設
  - ロ 塩析施設
- 三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- 三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 脱酸施設
  - ロ 脱臭施設
- 四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 洗浄施設
  - ロ 抽出施設
- 四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 石灰づけ施設
- 四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 脱水施設
- 四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水洗施設
  - ロ 過施設
  - ハ ヒドラン製造施設のうち、濃縮施設
  - ニ 廃ガス洗浄施設
  - 四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
    - イ 動物原料処理施設
    - ロ 過施設
    - ハ 分離施設
    - ニ 混合施設（第二号各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
    - ホ 廃ガス洗浄施設
  - 四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設
  - 四十九 農薬製造業の用に供する混合施設
  - 五十 第二号各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
  - 五十一 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
    - イ 脱塩施設
    - ロ 原油常圧蒸留施設
    - ハ 脱硫施設

- ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
- ホ 潤滑油洗浄施設
- 五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
- 五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 洗浄施設
  - ロ 石灰づけ施設
  - ハ タンニンづけ施設
  - ニ クロム浴施設
  - ホ 染色施設
- 五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 研磨洗浄施設
  - ロ 廃ガス洗浄施設
- 五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 抄造施設
  - ロ 成型機
- ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 五十五 生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント
- 五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 五十八 窯業原料（うわ業原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水洗式破碎施設
  - ロ 水洗式分別施設
  - ハ 酸処理施設
  - ニ 脱水施設
- 五十九 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水洗式破碎施設
  - ロ 水洗式分別施設
- 六十 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ タール及びガス液分離施設
  - ロ ガス冷却洗浄施設
  - ハ 圧延施設
  - ニ 焼入れ施設
  - ホ 湿式集じん施設
- 六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 還元そう
  - ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）
  - ハ 焼入れ施設
  - ニ 水銀精製施設
  - ホ 廃ガス洗浄施設
  - ヘ 湿式集じん施設
- 六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 焼入れ施設
  - ロ 電解式洗浄施設
  - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設

- ニ 水銀精製施設
- ホ 廃ガス洗浄施設
  - 六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
  - 六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
  - 六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
    - イ タール及びガス液分離施設
    - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 六十四の二 水道施設（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
  - イ 沈でん施設
  - ロ ろ過施設
- 六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 六十六 電気めつき施設
- 六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
- 六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ ちゆう房施設
  - ロ 洗濯施設
- ハ 入浴施設
  - 六十六の四 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
  - 六十六の五 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
  - 六十六の六 飲食店（次号及び第六十六の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
  - 六十六の七 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
  - 六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
  - 六十七 洗濯業の用に供する洗浄施設
  - 六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
  - 六十八の二 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
    - イ ちゆう房施設
    - ロ 洗浄施設
  - ハ 入浴施設
- 六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 六十九の二 卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
  - イ 卸売場
  - ロ 仲卸売場
- 七十 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
- 七十の二 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
- 七十一 自動式車両洗浄施設
- 七十一の二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 洗浄施設

ロ 焼入れ施設  
七十一の三 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設  
七十一の四 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの  
イ 産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者）をいう。）が設置するもの  
ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七号第十二号から第十三号までに掲げる施設

七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）  
七十二の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）  
七十三の七 下水道終末処理施設  
七十四 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

別表第二（第四条の二関係）

一 イ 埼玉県（熊谷市（玉井、玉井南一丁目から玉井南三丁目まで、新堀、高柳、玉井一丁目から玉井五丁目まで、上中条、上奈良（字小塚、字下河原及び字上河原を除く。）、中奈良、下奈良、四方寺、奈良新田、東別府、西別府、下増田、別府一丁目から別府五丁目まで、新堀新田、拾六間（字外原を除く。）、美土里町一丁目から美土里町三丁目まで、妻沼、弥藤吾、男沼、妻沼台、出来島、間々田、妻沼小島、永井太田、飯塚、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、市ノ坪、上根、江波、八ツ口、善ヶ島、上須戸、西城、田島、西野、葛和田、日向、弁財、大野、俵瀬、妻沼東一丁目から妻沼東五丁目まで、妻沼中央、籠原南一丁目から籠原南三丁目まで、妻沼西一丁目及び妻沼西二丁目に限る。）、行田市大字北河原、秩父市吉田太田部、加須市（飯積、麦倉、柳生、小野袋、柏戸、向古河、陽光台一丁目、陽光台二丁目、伊賀袋、駒場、本郷及び栄に限る。）、本庄市、深谷市（本田、島山、田中、長在家、菅沼、瀬山、川本明戸、白草台、武川、武蔵野（字新屋敷、字西番屋、字番屋、字篠の内、字塚越、字柳馬場、字竹の内、字大宿、字一本杉、字鏡鬼塚、字流、字伊勢領、字的場、字下田、字千蔵寺、字柳引及び字水崎を除く。）、緑台、小前田、荒川、黒田、永田及び北根を除く。）、秩父郡皆野町（大字金沢（字所沢、字中東、字水堀、字柿塚、字新平、字妙部谷戸、字小塚沢、字指平、字向平、字青柳、字橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、字草刈場、字日影勝負、字岩鼻及び字金山入を除く。）に限る。）、児玉郡美里町（大字円良田を除く。）、同郡神川町、同郡上里町及び大里郡寄居町大字用土を除く。）の区域  
ロ 千葉県（千葉市の区域のうち、千葉市（若葉区（和泉町、大井戸町、大草町、小倉台六丁目、小倉町、御成台一丁目から御成台四丁目まで、小間子町、金親町、上泉町、北谷津町、古泉町、御殿町、桜木一丁目から桜木八丁目まで、桜木北一丁目から桜木北三丁目まで、更科町、下泉町、下田町、高根町、多田町、且谷町、千城台北一丁目、千城台東二丁目から千城台東四丁目まで、富田町、中田町、中野町、西都賀五丁目、野呂町、谷当町、若松台一丁目から若松台三丁目まで及び若松町に限る。）及び緑区（大高町、越智町、上大和田町、下大和田町、高田町、高津戸町、土気町、平川町、誉田町二丁目、小食土町、あすみが丘一丁目からあすみが丘三丁目まで及びあすみが丘東一丁目からあすみが丘東五丁目までに限る。）を除く。）、市川市、船橋市（二和東一丁目から二和東六丁目まで、二和西一丁目から二和西六丁目まで、三咲町、三咲一丁目から三咲九丁目まで、南三咲一丁目から南三咲四丁目まで、八木が谷町、高野台一丁目から高野台五丁目まで、八木が谷一丁目から八木が谷五丁目まで、みやぎ台一丁目からみやぎ台四丁目まで、咲が丘一丁目から咲が丘四丁目まで、薬円台三丁目、薬円台四丁目、習志野一丁目、習志野三丁目、高根台一丁目から高根台七丁目まで、新高根三丁目から新高根五丁目まで、松が丘一丁目から松が丘五丁目まで、大穴町、大穴南一丁目から大穴南五丁目まで、大穴北一丁目から大穴北八丁目まで、習志野台一丁目から習志野台八丁目まで、神保町、大神保町、小室町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町、坪井東一丁目から坪井東六丁目まで、坪井西一丁目、坪井西二丁目及び坪井町を除く。）、館山市（西川名、伊戸、坂足、小沼、坂井、大神宮、中里、竜岡、犬石、佐野、藤原、洲宮、茂名、布沼、布良、相浜、畑及び神余を除く。）、木更津市、松戸市（金ヶ作字新木戸、五香六実（字元山を除く。）、高柳新田、高柳、六高台一丁目から六高台九丁目まで、六実一丁目から六実七丁目まで、五香一丁目から五香八丁目まで及び五香南一丁目から五香南三丁目までを除く。）、野田市（目吹（字南大山を除く。）、金杉（字蓮上及び字道下に限る。）、谷津字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌（字米（かみ）、字今和泉、字中窪及び字大窪に限る。）、船形（字上原二を除く。）、中里（字西岸寺前、字松葉、字尾崎境、字鶴ヶ谷、字西耕地、字寺山、字込角、字光浄寺、字五駄、字扇田、字富田、字香取原及び字椿谷を除く。）、長谷、小山、蓮打、三ツ堀（字笹久保、字谷中耕地、字中屋敷、字仲内、字箕ノ輪、字鞍ノ橋台、字石塔、字西、字榎戸、字小橋、字灰毛、字稲荷前、字六畝及び字小橋台を除く。）、瀬戸（字蓮沼、字谷中、字押出し、字塔ヶ久保台、字立山、字勢至、字欠作、字多良ノ木、字土塔及び字向原を除く。）、木野崎（字下鹿野、字鹿野、字上鹿野及び字鹿野山を除く。）、東宝珠花（字川通及び字相耕地を除く。）、親野井、柏寺、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、桐ヶ作、古布内、関宿内町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿三軒家、関宿台町、関宿元町、関宿元町飛地、関宿町、中戸、中戸谷津、次木、西高野、新田戸、はやま、東高野、泉一丁目から泉三丁目まで、平成及びびなみき一丁目からびなみき四丁目までを除く。）、習志野市、柏市（豊四季（字富士見台、字神山、字向神山、字三角、字向屋敷、字鞍掛、字鞍林、字笹原、字新宿及び字道灌坂に限る。）、船戸（字小船及び字猪之山に限る。）、船戸山高野（字大山、字高砂、字金沢、字根郷及び字宮本に限る。）、大青田（字小渡、字溜台及び字東山を除く。）、青田新田飛地（字元割及び字向割に限る。）、新十倉二、柏イニター東、みどり台二丁目、みどり台四丁目、酒井根（字下り松及び字大清水に限る。）、中新宿一丁目から中新宿三丁目まで、西山一丁目、西山二丁目及び東山二丁目に限る。）、市原市、流山市（江戸川台東一丁目から江戸川台東三丁目まで、駒木、駒木台、青田、十太夫、美田、東初石一丁目から東初石四丁目まで、西初石五丁目、おたかの森北一丁目からおたかの森北三丁目まで、おたかの森西一丁目、おたかの森西三丁目、おたかの森西四丁目、おたかの森東一丁目からおたかの森東四丁目まで及びおたかの森南一丁目を除く。）、八千代市（大和田（字上宿を除く。）、萱田町字南側、高津、大和田新田字飯盛台、村上字五百堂、下市場一丁目、勝田台、勝田台南、八千代台東、八千代台西、八千代台北及び高津東に限る。）、鎌ヶ谷市（鎌ヶ谷九丁目、南鎌ヶ谷一丁目から南鎌ヶ谷四丁目まで、大字道野辺、東道野辺一丁目から東道野辺四丁目まで、西道野辺、馬込沢、中沢新町、中沢（字中ノ峠を除く。）、東中沢一丁目から東中沢四丁目まで、北中沢二丁目、北中沢三丁目、富岡三丁目、くぬぎ山一丁目からくぬぎ山四丁目まで、道野辺中央一丁目及び道野辺中央二丁目から道野辺中央五丁目までに限る。）、君津市、富津市、浦安市、四街道市（下志津新田、四街道三丁目、さつきヶ丘、大日（字中志津、字富士見ヶ丘、字桜ヶ丘及び字大作岡に限る。）及び鹿放ヶ丘に限る。）、袖ヶ浦市、南房総市（富浦町居倉、富浦町大津、富浦町多田良、富浦町手取、富浦町豊岡、富浦町南無谷、富浦町丹生、富浦町原岡、富浦町深名、富浦町福澤、富浦町宮本、富浦町青木、荒川、市部、



、旧字中道、旧字野々神、旧字赤坂、旧字カジシ、旧字クロサカ、旧字ゲラサカ、旧字多田池の上、旧字サウトキ、旧字長尾、旧字上田、旧字墓ヶ谷、旧字ギタクヨ、旧字上ハキ、旧字貝那木及び旧字子コ石に限る。及び小倉町旧字イズミ谷に限る。、五條市大塔町、宇陀市（大字陀（牧、栗野及び田原に限る。）、榛原（柳及び角柄に限る。）及び室生下笠間字ダイバンドを除く。）、山辺郡山添村（大字岩屋及び大字毛原に限る。）、宇陀郡、吉野郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村及び同郡上北山村を除く。）の区域

ホ、和歌山県の区域のうち、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡、有田郡、日高郡日高町（大字小坂、大字産湯、大字阿尾、大字方杭、大字小浦、大字津久野、大字比井及び大字志賀（字小杭、字古小杭、字神田、字老町田、字名草、字五反田、字畔田、字脇ノ田、字芦ヶ谷、字越ヶ谷、字石灘、字石田、字川久保、字大谷及び字岩戸に限る。）

及び同郡由良町の区域

へ、岡山県の区域

ト、広島県（三原市大和町篠、府中市上下町（上下、深江、二森、小堀、小塚及び有福に限る。）、三次市、庄原市（西城町（平字子丑之河及び三坂（字市場、字岩祖及び字永金に限る。）に限る。）及び東城町（保田（字長谷及び字白滝山に限る。）及び帝釈始終字白石を除く。）を除く。）、東広島市豊栄町（飯田及び吉原に限る。）、安芸高田市（八千代町（上根（字市裏、字市表及び字土井に限る。）及び向山に限る。）及び向原町（戸島（字割石、字八戸及び字負根を除く。）を除く。）、山県郡北広島町（後有田、有田、古保利、寺原、春木、今田、有間、舞綱、中山、川戸、蔵迫、惣森、川西、川東、壬生、川井、丁保余原、新郷、南方（字上畑及び字下畑を除く。）、木次、本地、新氏神、新郷、志路原、上石、下石、海成寺、高野字大谷、大塚、大朝、田原、篠津、新庄、宮迫及び岩戸に限る。）、世羅郡世羅町（大字別迫字反田、大字青水（字弁城を除く。）、大字黒淵、大字津口（字野原を除く。）、大字戸張、大字安田（字水の別を除く。）、大字徳市、大字小国、大字黒川、大字中、大字吉原、大字上津田、大字下津田、大字長田及び大字山中福田に限る。）及び神石郡神石高原町（古川（字仁後及び字間谷に限る。）及び福永（字滝合及び字見後に限る。）に限る。）を除く。）の区域

チ、山口県（下関市（豊田町（大字李路子、大字殿居、大字佐野、大字荒木、大字一ノ俣、大字金道、大字宇内、大字八道、大字鷹子及び大字浮石に限る。）及び豊北町（大字神田上、大字神田（神田特牛地区、神田堀越地区、神田鳴滝地区、神田荒田地区及び神田大川地区に限る。）、大字北宇賀（北宇賀上畑地区及び北宇賀下畑地区を除く。）及び大字矢玉を除く。）、山口市（阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西分、阿東生雲中、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上及び阿東嘉年下に限る。）、萩市、長門市（洪水大坪区及び俣山を除く。）、美祢市美東町赤山中区及び阿武郡を除く。）の区域

リ、徳島県（海部郡（美波町赤松を除く。）を除く。）の区域

又、香川県の区域

ル、愛媛県（宇和島市（三間町及び津島町（御内、横川及び下畑地（上横上及び上横下に限る。）に限る。）、上浮穴郡、喜多郡内子町中川、北宇和郡及び南宇和郡愛南町（深浦、脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、古月、鋪越、久良、正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松、越田、船越、久家、樽見、福浦、麦ヶ浦、弓立、小浦、櫻月、下久家、大成川、小成川及び武者泊に限る。）を除く。）の区域

ヲ、福岡県の区域のうち、北九州市（若松区（大字有毛（字赤道、字岩名、字海老川、字高尾、字辻、字西ノ上及び字浜山に限る。）、大字乙丸（字岩河内、字大牟田、字笠松、字小牟田、字新地及び字椎牟田に限る。）、大字小敷（字太閤水及び字三ツ松に限る。）、大字高須、高須西一丁目、高須南一丁目から高須南五丁目まで、高須東一丁目から高須東四丁目まで、高須北一丁目から高須北三丁目まで、青葉台西三丁目から青葉台西六丁目まで、青葉台南一丁目から青葉台南三丁目まで及び花野路一丁目から花野路三丁目までに限る。）及び八幡西区（大字浅川、浅川台一丁目から浅川台三丁目まで、大字香月、吉祥寺町、大字楠橋、大字木屋瀬、大字笹田、白岩町、自由ヶ丘、大字野面、大字畑、大字馬場山、浅川日の峯一丁目から浅川日の峯四丁目まで、小嶺台二丁目から小嶺台四丁目まで、浅川一丁目、浅川二丁目、藤原一丁目から藤原四丁目まで、船越一丁目から船越三丁目まで、下畑町、馬場山東一丁目から馬場山東三丁目まで、東石坂町、池田一丁目から池田三丁目まで、石坂一丁目から石坂三丁目まで、香月中央一丁目から香月中央五丁目まで、香月西一丁目から香月西四丁目まで、上香月一丁目から上香月四丁目まで、茶屋の原一丁目から茶屋の原四丁目まで、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山緑、楠橋上方一丁目、楠橋下方一丁目から楠橋下方三丁目まで、楠橋西一丁目から楠橋西三丁目まで、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目から楠橋南三丁目まで、木屋瀬一丁目から木屋瀬五丁目まで、千代一丁目から千代五丁目まで、真名子一丁目、真名子二丁目、椋枝一丁目、椋枝二丁目、金剛一丁目から金剛四丁目まで、野面一丁目、野面二丁目、浅川学園台一丁目から浅川学園台四丁目まで、高江一丁目から高江五丁目まで、星ヶ丘一丁目から星ヶ丘七丁目まで、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、浅川町、岩崎一丁目から岩崎四丁目まで及び楠北一丁目から楠北三丁目までに限る。）、行橋市、豊前市、田川郡添田町（大字英彦山（字タカス原、字鷹巣原、字山犬谷、字高住社鳥井脇、字分銅石及び字尾登に限る。）及び大字津野に限る。）、同郡赤村大字赤（字雉子越、字大谷、字下ノ東大谷、字西大谷下ノ切、字汐井谷及び字別府を除く。）、京都郡及び築上郡の区域

ワ、大分県の区域のうち、大分市、別府市、中津市、日田市大字花月（字小石坂、字源太郎、字仙道、字小塚、字小塚の上、字杉山、字堂田、字飯屋、字梅ノ木、字下平、字ツヅラ山、字鬮、字善四郎及び字柳原に限る。）、佐伯市（字目、米水津及び蒲江を除く。）、臼杵市、津久見市、竹田市（久住町（大字久住字久住山及び大字有氏（字九重山、字鉢ノ久保及び字大船山に限る。）に限る。）を除く。）、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市（庄内町阿蘇野（字西大原及び字大原に限る。）、及び湯布院町川西字野稻を除く。）、国東市、東国東郡、速見郡、玖珠郡九重町大田野（字扇山及び字杖立ヶ台に限る。）及び同郡玖珠町（大字森（字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。）、大字日出生（字千間原、字人見嶽、字伊の伏、字堤山、字堤、字浦の平、字スイヶ谷、字柳ヶ迫、字中の迫、字柳尾、字小川内、字竹ノ尻、字スキウシ峯、字牧ノ原、字吸ヶ潰れ、字後迫、字寺ヲク、字横枕、字高畑、字丸やぶ、字山田、字高平、字笹尾、字尾内、字尾内、字田ブチ、字奥の迫、字城山、字本村、字辰ヶ鼻、字竹ノ下、字堀の首、字水川平、字奥ムタ、字二ツ谷、字栗の木登、字城ヶ嶽、字石飛、字鹿の角、字宝蔵寺、字下向、字下ノ牧、字浦山、字鍋、字後、字湯舟、字阿字洞、字仏の塔、字柿の木、字平、字笠松、字浅尻、字元の畑、字柿木山、字宇戸山、字枕の木、字下宇戸、字潰レ坂、字宇戸、字浦、字谷ノ川内、字三挺弓、字梅の木谷、字老舞、字代官櫃、字ホドウド、字石塩の元、字大畑、字川底、字園田、字滝の口、字松ヶ田尾、字駄原、字蜂の巣、字土橋、字小野、字栗山、字石仏、字小野山、字井の窪、字中の須加、字肉ヶ窪、字塚の脇、字走り落、字久保田、字庵の山、字狐迫、字南ヶ原、字丸山、字鶴の原、字宮の上、字小原及び字下日出生に限る。）、大字太田字鳥屋及び大字古後（字袖ノ木、字下河内、字長田、字平原、字中野、字道の迫、字神原、字小場、字杉山、字原、字専道及び字梶原に限る。）の区域

備考

一 この表に掲げる区域は、令和三年六月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。  
 二 第三号二に掲げる区域のうち旧宇という名称を含むものは、当該区域において広く通用している名称によつて表示されたものとする。

別表第三（第五条関係）

- 一 別表第一第一号に掲げる施設のうち、鉱業（石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。）の用に供するイ及びハの施設
- 二 別表第一第一号に掲げる施設のうち、石炭鉱業の用に供するロ及びハの施設
- 三 別表第一第一号に掲げる施設のうち、水洗炭業の用に供するロの施設
- 四 別表第一第一号の二から第四号までに掲げる施設
- 五 別表第一第五号に掲げる施設のうち、みそ製造業の用に供するロ及びハの施設
- 六 別表第一第五号に掲げる施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業の用に供するニ、ホ及びヘの施設
- 七 別表第一第七号に掲げる施設であつて、てんさい糖製造業の用に供するもの
- 八 別表第一第八号に掲げる施設
- 九 別表第一第十号に掲げる施設のうち、清酒製造業の用に供するイ、ロ及びニの施設
- 十 別表第一第十号に掲げる施設のうち、蒸りゆう酒製造業の用に供するイ、ロ及びヘの施設
- 十一 別表第一第十一号に掲げる施設のうち、動物系飼料製造業の用に供するイ、ロ、ハ及びニの施設
- 十二 別表第一第十三号に掲げる施設
- 十三 別表第一第十四号に掲げる施設であつて、でん粉製造業の用に供するもの
- 十四 別表第一第十七号に掲げる施設
- 十五 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、麻紡績業の用に供するハの施設
- 十六 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、染色整理業の用に供するニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 十七 別表第一第二十号に掲げる施設
- 十八 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、パルプ製造業の用に供するロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 十九 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、紙製造業の用に供するイ及びチの施設
- 二十 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、湿式繊維板製造業の用に供するハ、ヘ、チ及びヌの施設
- 二十一 別表第一第二十四号に掲げる施設のうち、りん酸質肥料製造業の用に供するイ、ハ及びニの施設
- 二十二 別表第一第二十七号に掲げる施設のうち、チの施設
- 二十三 別表第一第二十九号に掲げる施設
- 二十四 別表第一第三十号に掲げる施設のうち、エチルアルコール製造業の用に供するイ及びロの施設
- 二十五 別表第一第三十二号に掲げる施設
- 二十六 別表第一第三十五号に掲げる施設
- 二十七 別表第一第四十二号に掲げる施設
- 二十八 別表第一第四十四号に掲げる施設
- 二十九 別表第一第五十一号に掲げる施設のうち、ホの施設
- 三十 別表第一第五十二号に掲げる施設
- 三十一 別表第一第五十八号に掲げる施設
- 三十二 別表第一第六十四号及び第六十四号の二に掲げる施設
- 三十三 別表第一第六十五号に掲げる施設であつて、伸線業又はみがき帯鋼、みがき棒鋼若しくは亜鉛鉄板の製造業の用に供するもの
- 三十四 別表第一第六十六号の三から第六十七号までに掲げる施設
- 三十五 別表第一第六十八号の二に掲げる施設
- 三十六 別表第一第六十九号及び第六十九号の二に掲げる施設
- 三十七 別表第一第七十一号の二及び第七十一号の三に掲げる施設
- 三十八 別表第一第七十四号に掲げる施設

別表第四（第八条関係）

- 一 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 豚房施設（豚房の総面積が四〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
  - ロ 牛房施設（牛房の総面積が一六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
  - ハ 馬房施設（馬房の総面積が四〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 二 魚類養殖業の用に供する養殖施設

- 三 共同調理場に設置されるちゆう房施設（総床面積が一六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 四 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が一二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 五 飲食店（次号及び第七号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が一四〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が二一〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 七 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 八 病院に設置されるちゆう房施設、洗浄施設又は入浴施設
- 九 卸売市場（水産物に係る卸売場の面積が二〇〇平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、三三〇平方メートル）未満のものを除く。）に設置される水産物に係る卸売場又は仲卸売場
- 十 自動車特定整備事業の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が六五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 十一 し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以下のものを除く。）